

（項目3 報告書のポイント）

3 認知症高齢者等を支える地域づくりに係る取組の実施状況

【実態】

（1）推進員の配置・活動状況

推進員の配置場所は、推進員の業務内容等を考慮し、高齢者に身近な地域包括支援センターが多く（約8割）、多くの市町村で同センター職員が推進員を兼務している。

推進員の活動内容は、①医療や介護、その他支援機関の連携体制の構築、②認知症の人とその家族の相談支援、③認知症カフェの開設等が中心となっている。

（2）認知症高齢者の見守り等地域の支援の実施状況

認知症施策推進大綱では、「地域支援体制の強化」の方策として、「認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動、居住支援協議会・居住支援法人、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援」するとされている。

調査した62市町村中46市町村で、特に認知症高齢者を対象とした見守りに係る73の取組を実施している。

取組の大半（44市町村 63取組）は、認知症高齢者が行方不明となった場合の対応（関係機関等への捜索協力要請、GPS搭載機器の活用、捜索模擬訓練の実施等）となっている。

このほか、9市町村の10取組において、行方不明時対応以外に、在宅の認知症高齢者への日常的な見守りを実施（カーテンの開け閉め確認、声掛け、外出の同伴等）している。

見守り支援者としては、認知症サポーターが参画（4市町村）、見守り支援者研修受講者が参画（3市町村）、民生委員の推薦及び町内会長の同意を得た者が参画（1市町村）等がみられた。

3 認知症高齢者等を支える地域づくりに係る取組の実施状況

(1) 推進員の配置・活動状況

【制度等】

市町村は、地域支援事業実施要綱に基づき、認知症地域支援・ケア向上事業を実施している。地域支援事業実施要綱において、認知症地域支援・ケア向上事業の目的は、「市町村において認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ること」とされている（資料3-(1)-①参照）。

ア 推進員の配置要件

推進員は、地域支援事業実施要綱に基づき、「地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に、以下のいずれかの要件を満たす者を1人以上配置するもの」とされている（資料3-(1)-②参照）。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員
- ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）

なお、新オレンジプランでは、推進員を平成30年度から全市町村に配置することを目指しており、平成31年3月末時点で全市町村に配置されている。

イ 推進員の業務内容

推進員の業務内容は、地域支援事業実施要綱において、①「地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポートー等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組」、②「認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組」のほか、③地域の実情に応じて実施する認知症高齢者等への支援に関する事業の企画及び調整を行うこととされている（資料3-(1)-③参照）。

また、厚生労働省は、推進員が実施する具体的な取組について、自治体の介護等担当者を集めた全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成28年3月7日）において、「推進員の具体的な業務内容については、想定される役割の全てを推進員の業務として位置づけるものではなく、各市町村の認知症施策における課題への対応を前提として、社会資源の状況、人員、地域包括支援センター等との業務の棲み分けや配置形態を勘案の上、設定していくことが重要である」旨を周知している（資料3-(1)-④参照）。

【調査結果】

ア 市町村による推進員の配置状況

今回、調査対象62市町村における平成30年4月1日時点の推進員の配置状況を調査した結果、全ての市町村において推進員が配置されていた。

推進員の配置場所についてみると、地域包括支援センターに配置しているものが49市町村（79.0%）と最も多く、次いで市町村組織に配置しているものが21市町村（33.9%）等となっていた。

推進員を地域包括支援センターに配置した市町村では、その理由について、地域包括支援センターは、従来から総合相談支援業務などにより認知症高齢者を含む高齢者への支援を行っており、認知症高齢者への相談支援等を行う推進員の業務内容と重なることから、地域包括支援センターの既存の支援機能の活用や強化につながると考えたためとしている。また、推進員を市町村組織に配置した市町村では、その理由について、推進員が中心となって、市町村全体の認知症施策の企画・立案等を行ってもらうためとしている。

（推進員の配置場所）

調査対象62市町村における平成30年4月1日時点の推進員の配置場所についてみると、図表3-(1)-①のとおり、地域包括支援センターが延べ49市町村（79.0%）と最も多く、次いで市町村組織が延べ21市町村（33.9%）、市町村社会福祉協議会が延べ7市町村（11.3%）等となっていた。

図表3-(1)-① 推進員配置場所別市町村数

(単位：市町村（延べ）、%)

配置場所	市町村（割合）
地域包括支援センター	49 (79.0)
市町村組織	21 (33.9)
市町村社会福祉協議会	7 (11.3)
医療センター	2 (3.2)
その他	9 (14.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 配置場所欄のその他は、社会福祉法人、社会医療法人、介護サービス事業所、特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、公益社団法人認知症の人と家族の会都道府県支部等である。

3 割合欄は、調査対象62市町村を100とした場合の割合である。

推進員を地域包括支援センターに配置した49市町村では、その理由について、地域包括支援センターは、従来から総合相談支援業務などにより認知症高齢者を含む高齢者への支援を行っており、認知症高齢者への相談支援等を行う推進員の業務内容と重なることから、地域包括支援センターの既存の支援機能の活用や強化につながると考えたためとしている。

地域包括支援センターに推進員を配置している市町村では、

① 推進員の主な役割を各地域包括支援センターでの相談対応、支援ネットワークの

構築等としている等の理由から、管内の地域包括支援センター全てに推進員を配置しているもの（37市町村。管内に地域包括支援センターが1か所の20市町村を含む。）、
② 推進員の主な役割を市町村全体の認知症高齢者支援に係る関係者の連携構築としている等の理由から、管内の複数の地域包括支援センターのうち一部（中央部に位置する地域包括支援センター等）に推進員を配置しているもの（12市町村）、
がみられた。

上記①の37市町村のうち3市町村は、地域包括支援センター職員が多忙であるため、推進員を専従（非常勤職員：2市町村、非常勤職員及び常勤職員：1市町村）で配置していた。

上記②の12市町村のうち7市町村は、地域包括支援センター職員が多忙であるため、推進員を専従（非常勤職員：2市町村、常勤職員：5市町村）で配置していた。

これらを除く39市町村（79.6%）は、全ての推進員を地域包括支援センター職員等との兼務で配置していた。

推進員を市町村組織に配置した21市町村では、その理由について、推進員を中心となって、市町村全体の認知症施策の企画・立案等を行ってもらうためとしている。

このうち、

- ・ 16市町村（76.2%）では、推進員を市町村職員等との兼務で配置、
- ・ 3市町村（14.3%）では、市町村職員が多忙であるため専従（非常勤職員）で配置、
- ・ 1市町村（4.8%）では、市町村職員は異動があり推進員の役割である医療・介護等の支援ネットワークの構築・維持に支障が生じるため専従（常勤職員）で配置、
- ・ 1市町村（4.8%）では、認知症に係る相談対応など個別ケースへの対応等の役割の推進員については兼務で配置、管内の医療・介護等の支援ネットワーク構築等の役割の推進員については専従（非常勤職員）で配置、

としていた。

推進員を市町村社会福祉協議会に配置した7市町村では、その理由について、市町村社会福祉協議会は、従来から社会福祉に関する相談業務を実施することなどにより認知症高齢者を含む地域住民への支援を行っており、認知症高齢者への相談支援等を行う推進員の業務内容と重なることから、市町村社会福祉協議会の既存の支援機能の活用につながると考えたためとしている。

このうち、

- ・ 6市町村（85.7%）では、推進員を社会福祉協議会職員との兼務で配置、
- ・ 1市町村（14.3%）では、従来から推進員の役割に相当する担当者を専従で配置しており、当該担当者を推進員としたため専従（常勤職員）で配置していた。

推進員を医療センターに配置した2市町村では、その理由について、推進員の配置場所に係る地域支援事業実施要綱の規定（「地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等」）に即して配置することとしたためとしている。当該市町村は、

推進員を医療センター職員との兼務で配置していた。

イ 推進員の活動状況

今回、調査対象62市町村における推進員の平成29年度の活動内容を調査した結果、地域支援事業実施要綱で定められた業務内容のうち、①「地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組」及び②「認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組」については、約9割の推進員が実施している状況がみられた。

なお、推進員の配置場所別にみて、平成29年度に実施した業務の内容に大きな違いはみられなかった。

(推進員の業務の実施内容)

調査対象62市町村において平成29年度当初時点で既に配置されていた338推進員の同年度における業務の実施内容について、地域支援事業実施要綱に定められた次の①から③の業務別に調査した。

- ① 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組
- ② 推進員を中心に地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
- ③ 地域の実情に応じて、以下の i) から iv) までの事業実施に関する企画及び調整
 - i) 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業（病院・介護保険施設等職員に対し、専門医等が処遇困難事例の検討を行い個別支援を実施）
 - ii) 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業（地域密着型サービス事業所・介護保険施設等による在宅で生活する認知症の人や家族への専門的な相談支援等の実施）
 - iii) 認知症の人の家族に対する支援事業（認知症カフェの開設等）
 - iv) 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

(注) ①から③の業務の具体例については、資料3-(1)-③参照。なお、地域支援事業実施要綱で定められた推進員の業務内容のうち、③-vに当たる「認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業」は、令和元年度から新たに追加された業務であるため、今回の調査の対象としていない。

その結果、図表3-(1)-②のとおり、①の業務については89.1% (301人)、②の業務については94.7% (320人) の推進員が行っていた。このほか、地域の実情に応じて行うこととされている③の業務については、③-iii) は81.1% (274人) の推進員が行っており、③-i)、ii) 及びiv) はいずれも20%程度の推進員が行っていた。

なお、推進員の配置場所別にみて、平成29年度に実施した業務の内容に大きな違いは

みられなかった。

図表3-(1)-② 推進員の配置場所別・業務区分別の活動状況

(単位:人(延べ)、%)

区分	平成29年度に実施した業務の区分							
	①	②	③-i)	③-ii)	③-iii)	③-iv)	全体数	
推進員数	301 (89.1)	320 (94.7)	62 (18.3)	71 (21.0)	274 (81.1)	66 (19.5)	338 (100)	
配置場所	地域包括支援センター	241 (89.6)	259 (96.3)	50 (18.6)	58 (21.6)	220 (81.8)	46 (17.1)	269 (100)
	市町村組織	30 (88.2)	30 (88.2)	7 (20.6)	6 (17.6)	26 (76.5)	11 (32.4)	34 (100)
	社会福祉協議会	9 (100)	9 (100)	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)	4 (44.4)	9 (100)
	医療センター	3 (100)	3 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100)	1 (33.3)	3 (100)
	その他	18 (78.3)	19 (82.6)	4 (17.4)	6 (26.1)	18 (78.3)	4 (17.4)	23 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 配置場所の「その他」は、社会福祉法人、社会医療法人、介護サービス事業所、特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター等である。